

鳥取県告示第74号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成24年2月10日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成24年2月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
木地山倉吉線	東伯郡三朝町大字本泉字石田295-1地先から同町大字今泉字畑ヶ田1068-2地先まで	平成24年2月10日
倉吉江府溝口線	日野郡江府町大字御机字中ソ原836-1地先から同大字字太平原837-12地先まで	”
日野溝口線	西伯郡伯耆町福岡字瀬戸4234地先から同町福岡字石垣2933-1地先まで	平成24年3月1日